

「新型コロナウイルス感染症」への対応について（第五報）

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」は3月19日（金）に「状況分析・提言」を公表し、その中で「現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大化するという、これまでの方針を続けていく必要がある」との見解を示しました。

本学では、「医療・健康を対象領域とする、生命科学系総合大学」として、学生・教職員の健康増進はもちろんのこと、そのご家族、とりわけご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、さらには子どもさんに対する感染拡大の防止策を徹底するため、この度『新型コロナウイルス感染症』への対応について（第五報）を決定しました。

つきましては、引き続き、関係各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 適用期間：2020年4月1日（水）から当分の間

（新学期授業及びオリエンテーション等の学事については、予定する時期から開始します。）

2. 実施する内容

(1)キャンパスへの入構について

- ・構成員（学生・教職員）に対するキャンパスへの入構制限を、解除します。
- ・構成員は入構に当たり、「感染症対策」を徹底してください。また、入構時には、キャンパス各エントランスに設置された「手指消毒剤」により、手指の消毒を励行してください。

《感染症対策の徹底》

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本となる、「手洗い」（または手指消毒剤による消毒）及び「マスクの着用を含む咳エチケット」を励行してください。
- ・構成員は、登校・出勤前に、自宅において体温を計測し、37.5度以上の発熱がないことを確認してから、入構してください。
なお、自宅に体温計がない場合、新津キャンパスではA棟「正面エントランス」及びC棟「学生ホールエントランス」、新津駅東キャンパスでは「エントランス」

にて検温できます。（設置してある消毒液等で、体温測定の前後に体温計を消毒してください。）

- ・ 構成員、来学者様、関連企業の方を問わず、風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合、若しくは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、入構を控えてください。
- ・ 学外者の方による不急のご来訪は、感染拡大防止の観点から、お控えください。
- ・ 研究室配属前の学生各位は、感染拡大防止の観点から、研究棟の立ち入りについてはできるだけ避け、アドバイザー教員との面談等、用件を終え次第、速やかに退出してください。

(2)授業について

- ・ 下記の「感染拡大3条件」に合致するような環境をつくらないように十分注意することを、原則とします。

《感染拡大3条件》

- ①換気の悪い密室空間である
- ②複数の人が密集している
- ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）で会話や発声が行われる

- ・ 授業等に関する「対応方針」は、下記のとおりとします。

（教員を対象とした「対応方針」の詳細は、別途教務委員会から発出されます。）

- ①講義科目における感染拡大防止策の徹底（各講義室において、学生間の距離を一定に保った着席可能席を示した「座席表」を準備し、そこに着席するよう指導する。受講人数の関係上等の理由により、着席可能席以外に着席せざるを得ない場合は、講義室内での受講学生の密度ができる限り平均化するよう、講義担当者が着席位置を指示する。）
- ②講義室における換気の実施（講義終了後、学生の協力を得て、全ての窓及び出入口を全開放（換気）する。窓については、常時、僅かでも開放する。なお、可能な限り、講義中（中間時間帯）において、換気を10分程度実施する。）
- ③講義室出入口における「手指消毒」の励行
（手指消毒剤は、全ての講義室の各ドア付近に設置する。）
- ④ディスカッション形式の授業内容の変更（可能な限り講義形式に変更する。）
- ⑤実習・実験形式の授業における注意事項
 - ・ マスク、保護メガネの着用を推奨する。
 - ・ 授業中における、実習室及び実験室の窓は、常時開放を基本とする。
 - ・ 可能な限り、学生間の距離を一定に保つ。

⑥研究室指導における注意事項

- ・実験室及び居室の換気を行う。
- ・スタッフルームのドア及び窓は、常に開放しておくことを基本とする。
- ・研究室員全員による「手指消毒」を励行する。
(手指消毒剤は、各研究棟の各階入口付近に設置する。)
- ・実験時における、マスク、保護メガネの着用を徹底する。
- ・実験前後における、実験者が触る部分(実験機器、設備等)のアルコール消毒を徹底する。
- ・座席の配置等、学生間の距離を保つよう工夫する。

⑦体調不良者への対応

体調が思わしくない学生に対しては、保健室に行くように指示する。

(3)キャンパス等の運用について

- ・キャンパス内(講義室、研究室、カフェテリア、図書館、自習室、キャリア支援室、大学事務室など)及びスクールバス車内については、換気効率を高めるため、各自必要に応じて衣類による防寒対策を行ってください。
- ・カフェテリア、図書館、自習室については、4月末日までの間、午後7時に閉室します。
- ・スクールバスについては4月1日(水)から運行を再開しますが、終バスは午後7時台とします。(詳細は、3月30日(月)以降、本学ホームページで確認してください。)
- ・1階「APPホール」の一般開放については、当分の間、見合わせます。
- ・キャンパスの一般貸出については、当分の間、見合わせます。

(4)臨床実務実習について

- ・臨床実務実習については、「臨床実務実習における『新型コロナウイルス感染症』への対応について」(2020年3月3日大学決定)及び「新型コロナウイルス感染症に関する実務実習の対応(教職員向け・フロー図)」(2020年3月10日大学決定)に基づき、対応してください。
- ・実習担当教員による実習先訪問については、当分の間、訪問を中止することとし、旅行命令を見合わせます。訪問中止の間、実習担当教員は「臨床実務実習連携システム」の活用等により、実習先や実習生との連携を緊密に図ることとします。ただし、実習中に実習先等において緊急事態が生じた場合には、感染症対策を徹底したうえで速やかに実習先へ向かう等、適切に対応してください。

(5)教職員の移動について

- ・国内出張については、当分の間、不急の場合は見合わせてください。
- ・海外出張については、当分の間、国・地域を問わず、禁止※します。
- ・私的な旅行については、当分の間、自粛を強く要請します。

(6)学生の移動について

- ・国内出張（視察、研究打合せ、学会発表等をはじめとする全ての出張）については、当分の間、禁止※します。
- ・在外研修（学会発表等をはじめとする全ての出張）については、当分の間、禁止※します。
- ・私的な旅行については、当分の間、自粛を強く要請します。

※外務省が3月25日（水）に、全世界を海外渡航危険情報「レベル2」以上としたため、本学の取扱いも「禁止」とします。また、国内についても、一部地域において外出自粛要請がなされている現状を踏まえ、学生の国内出張についても、当分の間、「禁止」とします。

(7)薬学部臨床研修の一時見合わせについて

- ・薬学部臨床教員による臨床研修については、当分の間、中止します。

(8)集会等について

- ・大学や部局・センター等が主催する催事については、5月末日までの間、実施を見合わせます。
- ・飲食を伴うあらゆる催事については、当分の間、見合わせます。
また、私的な飲食を伴う会合のうち、感染拡大3条件に合致するものについては、当分の間、自粛を強く要請します。
- ・教授会等の定例会議や委員会等については、感染拡大3条件に合致するような環境をつくらないように十分注意したうえで、実施します。ただし、会議をメールに代えて行うことができる場合には、積極的に代用してください。
- ・その他の小規模の会議や研究打合せについては、感染拡大3条件に合致するような環境をつくらないように十分注意したうえで、実施を認めます。

(9)キャンパス内における飲酒の禁止について

- ・キャンパス内における飲酒については、感染拡大防止の観点から、当分の間、禁止します。

(10) キャンパス内におけるバーベキューの禁止について

- ・ キャンパス内におけるバーベキューについては、感染拡大防止の観点から、当分の間、禁止します。

(11) 出席停止・出勤禁止について

- ・ 構成員に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、或いは心配な場合（学外施設において陽性反応が確認された者が生じた施設に構成員が立ち入った場合を含む）、登校や出勤はせず、速やかに大学に報告してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、「学校保健安全法第19条による出席停止」（欠席扱いにしない）となります。
- ・ 出席停止／出勤禁止の目安

<風邪症状>

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※上記①、②は、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その後、速やかに大学に報告する。

<濃厚接触>

- ① 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機の指示を受けた場合は、保健所から指示された期間の出席停止／出勤禁止し、速やかに大学に報告してください。
- ② 自宅待機期間は外出を自粛し、体温と症状についての健康チェックを行ってください。

<新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合>

- 速やかに大学に報告し、医師の指示に従ってください。

※いずれの場合も、大学への報告は、ご家族が行っても差し支えありません。

(12) キャンパス閉鎖の要件について

- ・ 構成員に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、或いは実際に陽性反応が確認された場合は、保健所等との連携のもと、キャンパスを一部または全て閉鎖のうえ、消毒等の必要な対応について判断します。この間、キャンパス内には、必要最小限の職員が従事することとします。
- ・ キャンパス閉鎖の間、教職員については学内メールを活用し、学生についてはPotal NUPALS 及び本学ホームページにより、必要な連絡を行います。

(13) 学生の活動について

- ・学生の活動のうち、以下のものについては、当分の間、自粛を強く要請します。
 - ①感染拡大3条件に合致するような飲食を伴う催し
 - ②合宿・遠征、対外試合、大会、演奏会、ライブ等
- ・学生各位は、4月末日までの間、授業や研究指導に最優先に取り組み、感染拡大防止の観点から、課外活動を自粛するとともに、できるだけ早めに帰宅し、健康管理に十分注意してください。
- ・L棟（部室棟）の一時利用に当たっては、感染拡大3条件に合致するような環境をつくらないように十分注意してください。また、4月末日までの間、感染拡大防止の観点から、できるだけ早めに帰宅してください。

(14) キャンパス施設等の消毒について

- ・キャンパス内の各室のドアノブ及び手すりについては、基本的に清掃スタッフが定期的に消毒を行います。
研究棟については、教員室以外の、学生が利用するスタッフルーム及び研究室のドアノブ（内外）と開錠しているドアについては内ドブの消毒を行います。その他、消毒箇所の希望等については、基盤整備課にご相談ください。
- ・スクールバス車両については、常時換気するとともに、手すりについてはドライバーが定期的に消毒を行います。

(15) その他

- ・以上の取扱いについては、文部科学省高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（3月24日発出）に基づき運用するほか、今後、国・地方自治体の方針や状況により、適宜変更するものとします。
- ・キャンパス内の各室の利用に当たっては、定期的な換気を行うほか、感染拡大3条件に合致するような環境をつくらないように十分注意してください。
- ・研究室配属学生各位については、当分の間、研究室に長時間にわたって滞在することなく、できるだけ早めに帰宅し、健康管理に十分注意してください。

以上

(2020.03.26 変更版)